

平成10年度厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究
「生殖補助医療技術に対する医師及び国民の意識に関する研究」
研究報告書

生殖補助医療技術についての意識調査 集計結果

平成11年5月

主任研究者 矢内原 巧

(昭和大学・医学部・産科婦人科学講座 教授)

分担研究者 山縣然太郎

(山梨医科大学・医学部・保健学II講座 助教授)

総括報告

生殖補助医療技術の近年の発達は著しく不妊治療に広く応用されるようになった。特に従来難治性であった卵管性不妊や重度の精子減少症に対して、体外受精、胚移植や顕微受精を用いることにより妊娠が可能となり、挙児を希望するこれらの人々に光明を与えている。一方、生殖補助医療技術は夫婦以外の配偶子提供によって遺伝上の父、母ならびに出産する婦人などの各種の組み合わせが考えられ、親子関係を複雑化する可能性がでてきた。また、卵子、精子あるいは胚の提供に着いては医療が商業化することも考えられる。最も大切なことは出生時の権利や親子関係であり、これに対する社会的、法律的な保護は現時点では明確にされているとは言えない。諸外国においては法制化やガイドラインによって規制または臨床応用の範囲を定めているところもある。わが国においては日本産科婦人科学会の定めたガイドライン（会告）による自主規制の他に規定がないため、生殖補助医療技術の応用に、近年、社会的、倫理的問題が多く混乱をまねいている。

本研究では平成 11 年度の厚生科学研究費補助金厚生科学特別研究として、わが国の医師および国民の生殖補助医療技術に対する知識ならびに意識をひろく調査し、世論を得ることを目的としておこなわれた。

対象は一般国民（4,000 名）、日本産科婦人科学会体外受精登録施設の産婦人科医（402 名）、およびその医療施設を受診している患者（804 名）、日本産科婦人科学会体外受精登録施設以外の産婦人科医（他の産婦人科医）（400 名）、小児科医（400 名）の合計 6,006 名でアンケート調査をおこなった。回収率は 61.8%で全体として 3,492 の回答があった。対象者別には一般国民 70.4%、登録産婦人科医 60.4%、他の産婦人科医 41.6%、小児科医 46.5%、患者 40.9%であった。

結果をまとめると

(1)技術の利用：一般国民、患者ともに 70%以上の者が「配偶者が望んでも利用しない」と回答した。利用しない理由として「親子関係の不自然になる」が多く、一般国民では「妊娠は自然になされるべき」が次いで多く、患者は「その他の理由」が多かった。この中で最も多かったのは「自分達の子どもがほしい」であった。

(2)各技術の是非：一般論として、一般国民はすべての項目で「認めない」が「認めてよい」を上まわった。しかし、第三者の受精卵を用いた胚移植と代理母を除く技術について「認めてよい」または「条件付きで認めてよい」としていた回答は 50%以上あった。患者はすべての技術で「認めてよい」、「条件付きで認めてよい」が 50%を超えていた。医師は登録産婦人科医、他の産婦人科医、小児科医の順に「認めてよい」または

「条件付きで認めてよい」と回答したものが多く、AID や第三者の精子や卵子の利用に対してその傾向が強く、第三者の受精卵や代理母についてはいずれも「認められない」が 50%を超えた。認められない理由として、「母体の健康」「商業利用」「遺産相続など」が比較的多かったことが、一般国民や患者との相違であった。

(3)親子関係、出自を知る権利：親子関係について、一般国民は AID、第三者の精子または卵子を用いた体外受精および借り腹で「依頼者の実子とすべき」と 60%が回答していた。また、第三者の受精卵の胚移植、代理母、借り腹では「わからない」が約 40%にのぼっていた。一方で、患者は「依頼者の実子とすべき」が一般国民に比べいずれの技術に対しても 10 ポイントほど多くなっていた。

出自を知る権利について、一般国民はいつの時点かで「知る権利がある」と回答したものが「知らないでいるべき」をわずかに上まわっていた。

以上の調査結果は回答率が 60%を越え、特に一般国民の回答率が 70%を越えるなど世間の本問題に関する関心の深さを知るとともに、対象者の母集団を代表する結果であると評価でき、本テーマに関する国民の意識の基準となり得る有用な資料である。一方で、性別、年代別の分析やジェンダー（性別役割）に対する考え方、技術に関する知識など、さらに、回答者の背景を考慮した分析をする必要がある。また、国民、患者、生殖医療専門家、小児科医師、他の産婦人科医師では各項目に対する意識が異なっていることから、上記の結果を今後どのようにとらえるかが課題となろう。親子関係に関する法制度がどの時点で、どの程度必要であるかなど、新たな問題の提起もあろう。

1999 年 5 月

主任研究者 矢内原 巧

目次

I. 調査概要

(1) 目的	1
(2) 対象	1
(3) 方法	1

II. 調査結果

(1) 結果の概要	3
(2) 一般国民	6
(3) 患者	17
(4) 登録産婦人科医	28
(5) 他の産婦人科医	40
(6) 小児科医	52
(7) 自由記載（一般国民および患者）	63
(8) 解析（クロス集計など）	
1. 一般国民及び患者における各種生殖補助医療技術を「自分 は利用するか」の比較	80
2. 各種生殖補助医療技術に対して「一般論として認められる か」：対象群別の比較	82
3. 各種生殖補助医療技術に対して「一般論として認められる か」：一般国民年代別の比較	84
4. 一般国民において、各種生殖補助医療技術に対して「一般 論として認められるか」と「自分は利用するか」のクロス集計	88
5. 医師における生殖補助医療技術一般に対する意識：専門科 別の比較	88
6. 各種生殖補助医療技術が「認められない」と回答したもの の割合：対象群別・一般国民年代別の比較	88
7. 第三者の卵子を用いた体外受精が「認められない」理由：理 由別・対象群別の比較と「その他の理由」一覧	89
8. Q1(1)～(7)（性に関する意識）、Q1(8)（医療技術に関す る意識）および Q2（生殖補助医療技術に関する知識）との 関連	94
9. 不妊治療患者推計	98

資料 調査票（一般国民用）

1. 調査概要

(1) 目的

生殖補助医療技術は急速に普及しているものの、受療者の精神的、経済的負担が大きく、また、特に第三者の精子や卵子提供といった治療法についての倫理面での問題が提起されている。

こうした問題について、平成9年7月から厚生省科学審議会先端医療技術評価部会において検討されてきたところであり、平成10年10月からは、同部会の下に「生殖補助医療技術に関する専門委員会」が設置され、議論が行われているところである。しかしながら、人工授精、体外受精における第三者の配偶子利用や代理母の問題については、専門家はもとより、国民の間で大きく議論が分かれるところであるため、これらの生殖補助医療技術の諸問題について医療関係者、関係団体及び一般国民の意識を知ることが目的として、アンケート調査を実施する。また、調査結果を専門委員会での議論の参考とする。

(2) 対象

一般国民(4000名)、日本産婦人科学会体外受精登録医療機関の産婦人科医(402名)およびその医療機関を受診している患者(804名)、日本産婦人科学会体外受精登録医療機関以外の産婦人科医(他の産婦人科医)(400名)、小児科医(400名)の合計6006名。

(3) 方法

①抽出方法

1)一般国民

層化二段階無作為抽出法を用いた。

層化はまず全国を10ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)に分類し、各ブロック内において、さらに、市郡規模で13大都市(札幌市、仙台市、千葉市、東京都区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市)、15万以上の都市、5万以上の都市、5万未満の都市、郡部に層化した。

抽出は層化された各層の母集団(20歳から69歳)の大きさにより200地点を比例配分し、各層の地点数を決め、市区町村コード一覧より対象市町村を決めた。個人抽出は住民登録台帳より、調査対象適格者を等間隔に系統抽出した。

2)日本産婦人科学会体外受精登録医療機関の産婦人科医

「体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録402施設住所等一覧(平成10年3月31日現在)」に記載されている全医療機関の実施責任者全員を対象とした。

3)患者

上記医療機関において調査通知が届いた翌日以降、不妊治療のために来院した再来患者の最初の2名とした。

4)他の産婦人科医

日本産婦人科学会、日本母性保護産婦人科医会の会員名簿(1996年12月)より、400名を等間隔抽出した。

5)小児科医

日本小児科学会より平成10年12月時点の会員名簿の一覧の提供を受け、等間隔抽出により400名を抽出した。

②調査方法

一般国民は抽出地点を管轄する保健所の協力を得て、留め置き法（訪問配付、後日回収、本人の意志により郵送回収可能）によった。一部、保健所の協力が得られず、郵送法とした。

患者は主治医より手渡しをし、郵送により回収した。

その他は郵送法によった。

すべて無記名回答とした。

③調査期間

平成11年2月（平成11年2月上旬配付、2月末日回収）、一部3月に実施。

最終的に平成11年4月末日までの回収分すべてを統計処理した。

II. 調査結果

(1) 結果の概要

(1) 結果の概要

1. 回収率

回収率は次のとおりであった。一般国民の配付数は配付した保健所より報告された。

	配付数	回収数	回収率
一般国民	3646*	2568	70.4%
登録産婦人科医	402**	243	60.4%
他の産婦人科医	399**	166	41.6%
小児科医	400**	186	46.5%
患者	804*** (486)	329	40.9% (67.7%)
合計	5651 (5333)	3492	61.8% (65.5%)

*：354 通は転居等により配付できず。

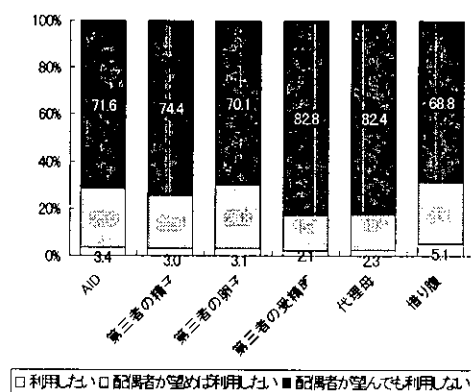
**：郵送数

***：未確認

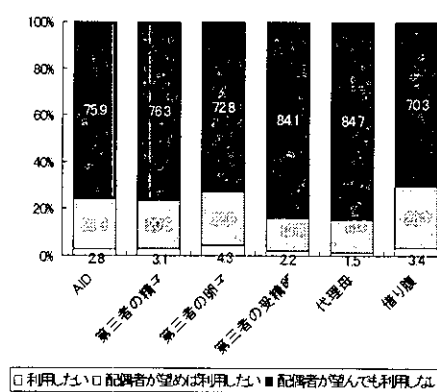
()：登録産婦人科医の回収率から推計した患者への配付数と回収率

2. 技術の利用

一般国民、患者ともに、いずれの技術に対しても、70%以上の者が「配偶者が望んでも利用しない」と回答した。利用しない理由として「親子関係の不自然になる」が多く、一般国民では「妊娠は自然になされるべき」が次いで多く、患者は「その他の理由」が多かった。この中で最も多かったのは「自分達の子どもがほしい」であった。



一般国民における各技術の利用

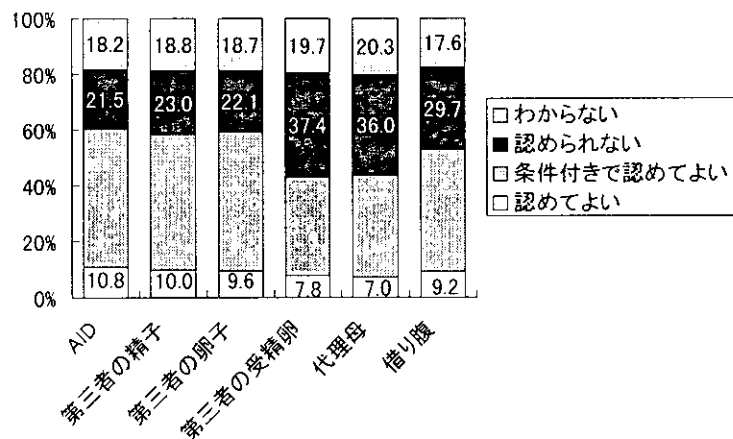


患者における各技術の利用

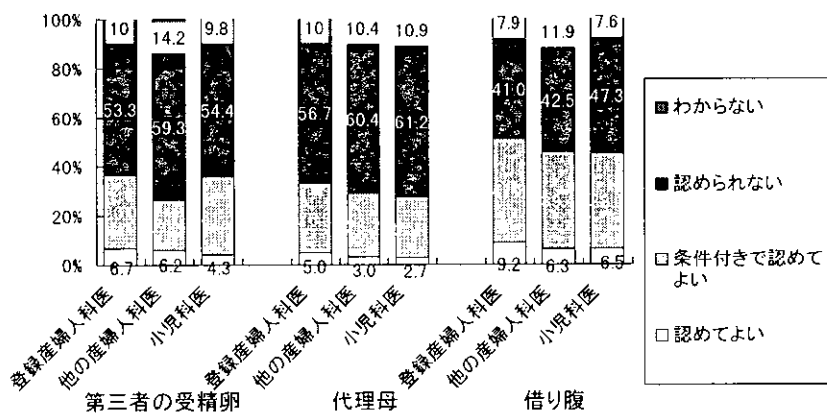
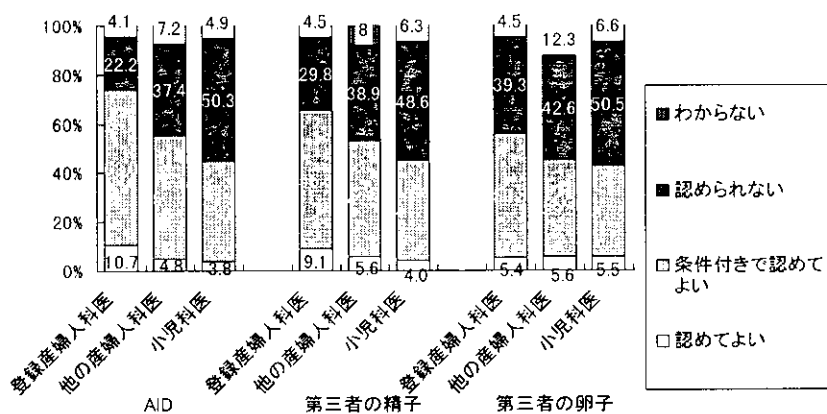
3. 各技術の是非

一般論として、一般国民は第三者の受精卵を用いた胚移植と代理母を除く技術について「認めてよい」または「条件付きで認めてよい」としていた。患者はすべての技術で「認めてよい」または「条件付きで認めてよい」が50%を超えていた。医師は登録産婦人科医、他の産婦人科医、小児科医の順に「認めてよい」または「条件付きで認めてよい」と回答したものが多く、AID や第三者の精子や卵子の利用に対してその傾向が強く、第三者の受精卵や代理母についてはいずれも「認められない」が50%を超えた。認められない理由と

して、「母体の健康」「商業利用」「遺産相続など」が比較的多かったことが、一般国民や患者との相違であった。



一般国民における各技術の是非

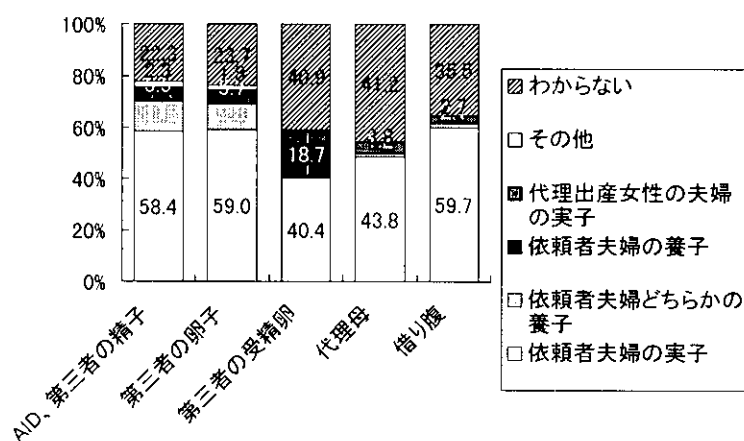


医師における各技術の是非

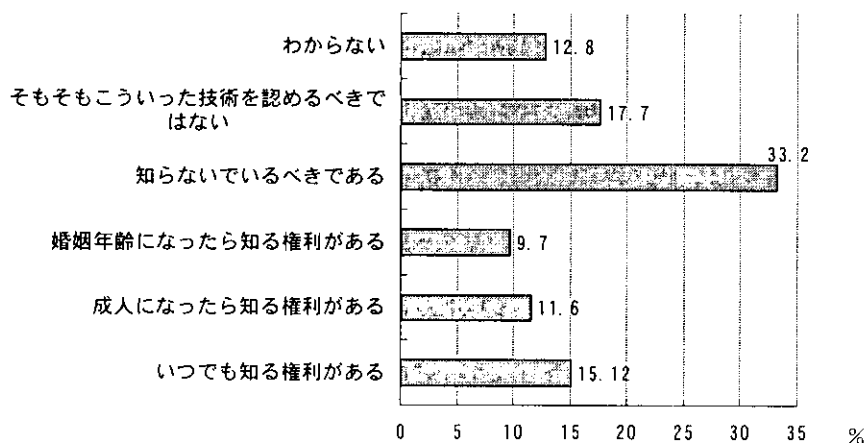
4. 親子関係、出自を知る権利

親子関係について、一般国民は AID、第三者の精子または卵子を用いた体外受精および借り腹で「依頼者の実子とすべき」と 60%が回答していた。また、第三者の受精卵の胚移植、代理母、借り腹では「わからない」が約 40%にのぼっていた。一方で、患者は「依頼者の実子とすべき」が一般国民にくらべて、いずれの技術に対しても 10 ポイントほど多くなっていた。

出自を知る権利については、一般国民においていつの時点かで「知る権利がある」と回答したものが「知らないでいるべき」をわずかに上まわっていた。



一般国民における親子関係に関する意識



一般国民における出自を知る権利に関する意識

II. 調査結果

(2) 一般国民

(2) 一般国民 (一般用—イエロー)

配付数 3646 (残り 354 通は転居等により本人に配付できなかった)

回収数 2568

回収率 70.4%

Q1 以下のAとBそれぞれ対立する考え方のうち、あなたのお考えはどちらにより近いですか。(1)~(8)のそれぞれについて、1~4のいずれか、ひとつを選んでください(○は1~4のうちひとつ)。

A	Aに近い	どちらかとい えばAに近い	どちらかとい えばBに近い	Bに近い	B
(1)やはり「男は仕事、女は家庭」を中心に生活するのが良い	1 17.1%(437)	2 39.1%(997)	3 28.4%(724)	4 15.5%(395)	仕事も家庭も男女、同じように行うのが良い
(2)女性は子どもを産んでこそ一人前だと思う	1 13.5%(343)	2 26.5%(670)	3 30.1%(762)	4 29.9%(758)	子どもを産まない生き方も女性の一人前の生き方だと思う
(3)結婚したら子どもを持つのがあたりまえだと思う	1 19.4%(492)	2 20.2%(513)	3 26.3%(669)	4 34.1%(868)	結婚しても、子どもを持つ、持たないは、個人の自由だと思う
(4)子どもがいない人生なんて考えられない	1 20.3%(514)	2 25.5%(646)	3 29.3%(741)	4 24.9%(630)	子どもがいなくても幸福な人生をおくれると思う
(5)血は水より濃し(親子関係は血のつながりが大切)	1 23.1%(584)	2 31.3%(789)	3 29.4%(742)	4 16.2%(409)	産みの親より育ての親
(6)年をとって子や孫がいけないのは不幸なことだと思う	1 18.9%(481)	2 29.3%(745)	3 30.6%(776)	4 21.2%(538)	子や孫がいなくても幸福な老後はあると思う
(7)家を自分の代で途絶えさせてはいけないと思う	1 17.3%(440)	2 20.3%(517)	3 31.6%(803)	4 30.8%(782)	家が自分の代で途絶えるとしても、それはしかたのないことと思う
(8)医療技術の進歩は、人間にとって幸福よりも不幸をもたらしていると思う。	1 4.8%(120)	2 16.7%(422)	3 46.1%(1163)	4 32.5%(820)	人間生活をより幸福なものにするためには、できる限り医療技術を発展させるべきだと思う。

Q2 子どもがほしくてもできない夫婦に対して、妊娠、出産するための治療（不妊治療）がなされ、さまざまな技術（生殖補助医療技術）が開発されています。これらの技術をあなたは知っていますか。それぞれの技術につきひとつを選んでください（○は1～3のうちひとつ）。

生殖補助医療技術	知っている	聞いたことはある	知らない
(1)女性が特定の薬を使用することにより通常より多く排卵をする（排卵誘発剤の使用）	1 66.8% (1701)	2 24.0% (612)	3 9.2% (234)
(2)夫の精子を妻の子宮内に医学的な方法で注入すること (夫の精子を用いた人工授精：AIH)	1 71.2% (1806)	2 25.9% (657)	3 2.9% (74)
(3)夫以外の精子を妻の子宮内に医学的な方法で注入すること（第三者の精子を用いた人工授精：AID）	1 58.5% (1475)	2 35.3% (890)	3 6.2% (156)
(4)妻の体から卵子を取り出し、それを体外で夫の精子と受精させ、その受精卵を妻の子宮内にもどすこと (夫婦間体外受精)	1 64.2% (1629)	2 30.8% (783)	3 5.0% (127)
(5)妻の体から卵子を取り出し、それを体外で夫以外の男性の精子と受精させ、その受精卵を妻の子宮内にもどすこと (第三者の精子を用いた体外受精)	1 45.8% (1158)	2 38.7% (978)	3 15.6% (394)
(6)妻以外の女性の体から卵子を取り出し、それを体外で夫の精子と受精させ、その受精卵を妻の子宮内にもどすこと (第三者の卵子を用いた体外受精)	1 40.9% (1036)	2 38.1% (965)	3 20.9% (530)
(7)夫婦以外の男女から精子と卵子を体外で受精させ、その受精卵を妻の子宮内に入れること (第三者の受精卵を用いた胚移植)	1 26.9% (679)	2 34.7% (876)	3 38.5% (973)
(8)夫の精子を、妻とは別の女性の子宮内に医学的な方法で注入してその女性に妊娠・出産してもらうこと（代理母）	1 54.2% (1372)	2 38.0% (961)	3 7.9% (199)
(9)夫婦の受精卵を妻とは別の女性に移植してその女性に妊娠・出産してもらうこと（借り腹）	1 41.9% (1061)	2 39.9% (1010)	3 18.2% (480)

「第三者の卵子を用いた体外受精」についてお聞きします。

－妻以外の女性の体から卵子を取り出し、それを体外で夫の精子と受精させ、その受精卵を妻の子宮に入れること－

精子	卵子	出産
夫	第三者	妻

Q10 あなたが子どもを望んでいるのになかなか子どもに恵まれないとしたら、あなたはこの技術を利用しようと思いますか（○はひとつ）。

- | | | |
|-------------------|---------------|-------|
| 1. 利用したい | 3.1% (77)→ | Q12 へ |
| 2. 配偶者が賛成したら利用したい | 26.8% (665)→ | Q12 へ |
| 3. 配偶者が望んでも利用しない | 70.1% (1735)→ | Q11 へ |

Q11 Q10 で「3.配偶者が望んでも利用しない」と答えた方。その理由は何ですか。いくつでも選んでください（○はいくつでも）。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 自分（男性の場合は妻）の健康に害がある可能性があるから | 11.9% (207) |
| 2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから | 17.3% (300) |
| 3. 卵子を取り出す女性の健康に害がある可能性があるから | 15.2% (263) |
| 4. 家族（親子）関係が不自然になると思うから | 67.2% (1166) |
| 5. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから | 18.3% (317) |
| 6. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから | 68.5% (1188) |
| 7. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるので | 17.2% (299) |
| 8. 時間的、金銭的に負担が大きいから | 8.5% (147) |
| 9. 商業的に利用されると思うから | 12.4% (215) |
| 10. それ以外の理由（ ） | 8.9% (154) |
| 11. わからない | 3.4% (59) |

Q12 一般論としてお聞きします。このような技術を社会的に認めるべきだと思いますか（○はひとつ）。

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 認めてよい | 9.6% (199) |
| 2. 条件付きで認めてよい | 49.6% (1025) |
| 3. 認められない | 22.1% (457) |
| 4. わからない | 18.7% (387) |

Q13 親子関係を考えた場合、妻以外の女性の卵子を用いて生まれた子どもはどのようにすべきと考えますか。次のうちからひとつ選んでください（○はひとつ）。

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1. 夫と妻の実子とする | 59.0% (1442) |
| 2. 夫の実子、妻の養子とする | 9.8% (240) |
| 3. 夫と妻の養子とする | 5.7% (140) |
| 4. その他（ ） | 1.8% (43) |
| 5. わからない | 23.7% (578) |

「第三者の受精卵を用いた胚移植」についてお聞きします。

－夫婦以外の男女の精子と卵子を体外で受精させ、その受精卵を妻の子宮に入れること－

精子	卵子	出産
第三者	第三者	妻

Q14 あなたが子どもを望んでいるのになかなか子どもに恵まれないとしたら、あなたはこの技術を利用しようと思いますか（○はひとつ）。

- | | | |
|-------------------|---------------|-------|
| 1. 利用したい | 2.1% (53)→ | Q16 へ |
| 2. 配偶者が賛成したら利用したい | 15.1% (373)→ | Q16 へ |
| 3. 配偶者が望んでも利用しない | 82.8% (2045)→ | Q15 へ |

Q15 Q14 で「3.配偶者が望んでも利用しない」と答えた方にうかがいます。その理由は何ですか。いくつでも選んでください（○はいくつでも）。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 自分（男性の場合は妻）の健康に害がある可能性があるから | 13.7% (281) |
| 2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから | 19.7% (402) |
| 3. 卵子を取り出す女性の健康に害がある可能性があるから | 11.6% (237) |
| 4. 家族（親子）関係が不自然になると思うから | 66.9% (1369) |
| 5. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから | 22.1% (451) |
| 6. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから | 61.4% (1256) |
| 7. 生まれた子どもが離婚する時、近親婚の可能性があるので | 17.5% (357) |
| 8. 時間的、金銭的に負担が大きいから | 8.6% (175) |
| 9. 商業的に利用されると思うから | 14.4% (295) |
| 10. それ以外の理由（ ） | 8.9% (181) |
| 11. わからない | 4.4% (91) |

Q16 一般論としてお聞きします。このような技術を社会的に認めるべきだと思いますか（○はひとつ）。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 認めてよい | 7.8% (156) |
| 2. 条件付きで認めてよい | 35.1% (698) |
| 3. 認められない | 37.4% (744) |
| 4. わからない | 19.7% (393) |

Q17 親子関係を考えた場合、このような技術によって生まれた子どもをどのようにすべきと考えますか。次のうちからひとつ選んでください（○はひとつ）。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 依頼者（受精卵をもらった）夫婦の実子とする | 40.4% (978) |
| 2. 依頼者（受精卵をもらった）夫婦の養子とする | 18.7% (452) |
| 3. わからない | 40.9% (989) |

「代理母」についてお聞きします。

—夫の精子を妻以外の女性の子宮に医学的な方法で注入してその女性に妊娠・出産してもらう—

精子	卵子	出産
夫	第三者	第三者

Q18 あなたが子どもを望んでいるのになかなか子どもに恵まれないとしたら、あなたはこの技術を利用しようと思いますか (○はひとつ)。

- | | | |
|-------------------|---------------|-------|
| 1. 利用したい | 2.3% (56)→ | Q20 へ |
| 2. 配偶者が賛成したら利用したい | 15.4% (382)→ | Q20 へ |
| 3. 配偶者が望んでも利用しない | 82.4% (2048)→ | Q19 へ |

Q19 Q18 で「3.配偶者が望んでも利用しない」と答えた方。その理由は何ですか。いくつでも選んでください (○いくつでも)。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| 1. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから | 11.8% (241) |
| 2. 代理母となる女性の健康に害がある可能性があるから | 14.9% (305) |
| 3. 家族 (親子) 関係が不自然になると思うから | 69.0% (1413) |
| 4. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから | 30.1% (616) |
| 5. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから | 60.4% (1236) |
| 6. 生まれた子どもが離婚する時、近親婚の可能性があるので | 15.4% (315) |
| 7. 時間的、金銭的に負担が大きいから | 8.7% (178) |
| 8. 商業的に利用されると思うから | 15.8% (324) |
| 9. それ以外の理由 () | 9.2% (189) |
| 10. わからない | 4.0% (82) |

Q20 一般論としてお聞きします。このような技術を社会的に認めるべきだと思いますか (○はひとつ)。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 認めてよい | 7.0% (139) |
| 2. 条件付きで認めてよい | 36.7% (730) |
| 3. 認められない | 36.0% (717) |
| 4. わからない | 20.3% (405) |

Q21 親子関係を考えた場合、このような技術によって生まれた子どもをどのようにすべきと考えますか。次のうちからひとつ選んでください (○はひとつ)。

- | | |
|--------------------------------------|--------------|
| 1. 依頼者夫婦の実子とする | 43.8% (1062) |
| 2. 依頼者の夫の実子、依頼者の妻の養子 (出産した女性の実子) とする | 11.2% (271) |
| 3. 出産をした女性が婚姻している場合には、その夫婦の実子とする | 3.8% (93) |
| 4. わからない | 41.2% (1000) |

「借り腹」についてお聞きします。

—夫婦の精子と卵子による受精卵を妻以外の女性の子宮に入れてその女性に妊娠・出産してもらう—

精子	卵子	出産
夫	妻	第三者

Q22 あなたが子どもを望んでいるのになかなか子どもに恵まれないとしたら、あなたはこの技術を利用しようと思いますか（○はひとつ）。

- | | | |
|-------------------|----------------|-------|
| 1. 利用したい | 5.1% (125) → | Q24 へ |
| 2. 配偶者が賛成したら利用したい | 26.1% (646) → | Q24 へ |
| 3. 配偶者が望んでも利用しない | 68.8% (1703) → | Q23 へ |

Q23 Q22 で「3. 配偶者が望んでも利用しない」と答えた方にうかがいます。その理由は何かですか。いくつでも選んでください（○いくつでも）。

- | | |
|---|--------------|
| 1. 自分（男性の場合は妻）の健康に害がある可能性があるから | 6.3% (108) |
| 2. 生まれてくる子どもの健康に害がある可能性があるから | 15.6% (266) |
| 3. 借り腹となる女性の健康に害がある可能性があるから | 22.8% (389) |
| 4. 家族（親子）関係が不自然になると思うから | 60.4% (1029) |
| 5. 親権や遺産相続などいろいろなトラブルが生じる可能性があるから | 27.5% (468) |
| 6. 妊娠はあくまで自然になされるべきだと思うから | 65.6% (1117) |
| 7. 生まれた子どもが結婚する時、近親婚の可能性があるから | 10.5% (179) |
| 8. 時間的、金銭的に負担が大きいから | 9.1% (155) |
| 9. 商業的に利用されると思うから | 17.3% (295) |
| 10. それ以外の理由（ ） | 7.1% (121) |
| 11. わからない | 4.9% (84) |

Q24 一般論としてお聞きします。このような技術を社会的に認めるべきだと思いますか（○はひとつ）。

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 認めてよい | 9.2% (192) |
| 2. 条件付きで認めてよい | 43.6% (913) |
| 3. 認められない | 29.7% (622) |
| 4. わからない | 17.6% (368) |

Q25 親子関係を考えた場合、このような技術によって生まれた子どもをどのようにすべきと考えますか。次のうちからひとつ選んでください（○はひとつ）。

- | | |
|------------------------------------|--------------|
| 1. 依頼者夫婦の実子とする | 59.7% (1453) |
| 2. 依頼者の夫の実子、依頼者の妻の養子（出産した女性の実子）とする | 2.1% (52) |
| 3. 出産をした女性が婚姻している場合には、その夫婦の実子とする | 2.7% (66) |
| 4. わからない | 35.5% (863) |

Q26 以下のような「夫婦以外の第三者が妊娠や出産にかかわる技術」についてお聞きます。

	精子	卵子	出産
第三者の精子を用いた人工授精 (AID)	第三者	妻	妻
第三者の精子を用いた体外受精	第三者	妻	妻
第三者の卵子を用いた体外受精	夫	第三者	妻
第三者の受精卵を用いた胚移植	第三者	第三者	妻
代理母	夫	第三者	第三者
借り腹	夫	妻	第三者

(1)このような技術は患者がどのような場合に実施されるべきでしょうか。ひとつを選んでください (○はひとつ)。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1. 希望すれば誰にでも実施してよい | 5.2% (131) |
| 2. 効果的な方法がない者に限定すべき | 43.9% (1106) |
| 3. 各技術により異なり、どちらともいえない | 17.2% (434) |
| 4. そもそもこうした技術は認めるべきでない | 21.4% (539) |
| 5. わからない | 12.3% (310) |

(2)このような技術を利用する対象者としては誰が適当でしょうか。いくつでも選んでください (○はいくつでも)。

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 1. 婚姻届を提出した夫婦 | 64.3% (1652) |
| 2. 婚姻届は提出していないが事実上夫婦関係にあるカップル | 8.4% (215) |
| 3. 独身者 | 3.5% (89) |
| 4. 自然に妊娠する可能性のない高齢者夫婦 | 27.5% (706) |
| 5. そもそもこうした技術は認めるべきでない | 23.8% (611) |
| 6. その他 () | 4.0% (103) |

(3)夫婦はこうした第三者についてどれくらい知っているべきだと思いますか (○はひとつ)。

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. よく知っているべき | 20.6% (521) |
| 2. ある程度知っているべき | 26.9% (680) |
| 3. まったく知らないでいるべき | 21.8% (549) |
| 4. そもそもこうした技術は認めるべきでない | 18.8% (476) |
| 5. わからない | 11.9% (301) |

(4)夫婦とこうした第三者の関係はどうあるべきだと思いますか (○はひとつ)。

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 血縁関係である場合に限定すべき | 7.8% (196) |
| 2. 血縁関係であってはならない | 20.2% (509) |
| 3. 血縁関係であるべきかどうかにとらわれる必要はない | 26.4% (665) |
| 4. そもそもこうした技術は認めるべきでない | 21.1% (532) |
| 5. わからない | 24.6% (621) |

(5)生まれた子どもがこの第三者を知る権利についてどのようにすべきだと思いますか (○はひとつ)。

- | | |
|--|--------------|
| 1. いつでも知る権利がある。 | 15.1% (383) |
| 2. 成人になったら知る権利がある | 11.56% (290) |
| 3. 婚姻年齢 (男 18 歳以上、女 16 歳以上) になったら知る権利がある | 9.7% (245) |
| 4. 知らないでいるべきである | 33.2% (839) |
| 3. そもそもこうした技術を認めるべきではない | 17.7% (448) |
| 4. わからない | 12.8% (325) |